

郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）策定庁内検討会設置要綱

平成29年5月22日制定

令和2年7月6日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部地域包括ケア推進課]

（設置）

第1条 郡山市高齢者福祉計画及び郡山市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（以下「高齢者福祉計画等」という。）の策定について調査及び検討を行うため、郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、高齢者福祉計画等の策定に係る必要な事項についての調査及び検討を行う。

（組織）

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は保健福祉部次長とし、副会長には地域包括ケア推進課長、健康長寿課長及び介護保険課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の協議により定める副会長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務部	防災危機管理課長
政策開発部	政策開発課長 DX戦略課長
財務部	財政課長
市民部	市民・NPO活動推進課長 男女共同参画課長 国民健康保険課長 マイナンバー活用課長 セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	スポーツ振興課長
環境部	環境政策課長 5R推進課長
保健福祉部	保健福祉総務課長 生活支援課長 障がい福祉課長 保健所総務課長 保健所健康政策課長 保健所保健・感染症課長 保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長 子育て給付課長 こども家庭課長 保育課長
農林部	農業政策課長 園芸畜産振興課長
産業観光部	産業雇用政策課長
建設部	道路維持課長 住宅政策課長
都市構想部	都市政策課長

	総合交通政策課長 公園緑地課長
教育委員会 教育総務部	生涯学習課長 中央公民館長
教育委員会 学校教育部	学校管理課長 学校教育推進課長 総合教育支援センター所長